

携帯・簡易トイレ購入助成制度の手引き



災害に対する備蓄の確保に資することを目的として、携帯・簡易トイレを購入する場合、その費用の一部を助成する制度です。

申請に必要な様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ・提出先】

国立市行政管理部防災安全課防災・消防係

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

電話 042-576-2111 内線 145~147

FAX 042-576-0264

助成の対象

(1) 助成の対象となるトイレ

し尿を吸水シートや凝固剤等を用いて処分する使い捨てのトイレ（便座を有するものを含む。）

(2) 助成の対象者

市内に住所を有する者

助成対象経費と助成金の額

助成金対象経費：携帯・簡易トイレの購入に要する費用（消費税含む）。

助成金の額：助成対象経費の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とし、6,000円を限度。

この助成金の交付は、1世帯につき1年度に1回限りとする。

例1) 9,000円の携帯・簡易トイレを購入した場合

助成対象経費 9,000円

2分の1の額 4,500円→4,000円

⇒ 限度額の6,000円を下回っているため、助成金の額は4,000円となる。

例2) 14,000円のトイレを購入した場合

助成対象経費 14,000円

2分の1の額 7,000円

限度額 6,000円

⇒ 限度額を上回っているため、助成金の額は、6,000円となる。

助成金の交付手続きの流れ

以下の（１）～（４）の手続きが必要です。

(1) 交付申請	市に申請 【提出書類】 国立市携帯・簡易トイレ購入助成金交付申請書（第1号様式） 【注意】申請前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。
<市> 交付決定	申請内容を確認し、第2号様式により通知
(2) 購入	交付決定通知を受け、携帯・簡易トイレを購入してください。 【注意】交付決定を受けてから購入してください。 交付決定前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。
(3) 請求書の提出	購入後 【提出書類】 ① 国立市携帯・簡易トイレ購入助成金請求書（第5号様式） ② 購入したことを証明する領収書（写し） ※領収書等には品名が記載されていること

助成金の交付決定後、申請を取り下げる場合

助成金の交付決定を受けた後に、携帯・簡易トイレの購入を取り止めるときは、国立市携帯・簡易トイレ購入助成金交付申請取下書（第3号様式）に取り下げる理由を記載し、市長に提出してください。

市長は、申請の取り下げがあったときは、交付決定を取り消し、国立市携帯・簡易トイレ購入助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知します。

その他

（1） 交付決定の取消し

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- ② この要綱の規定に違反したとき。
- ③ 助成金を携帯・簡易トイレの購入以外の用途に使用したとき。

市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、国立市携帯・簡易トイレ購入助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知します。

（2） 助成金の返還

市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

申請書記入例

第 1 号様式

国立市長 殿

補助金を振り込みたい口座の名義人と一致させてください。(世帯主でなくても構いません。)

(申請者)
住所
氏名
連絡先

国立市携帯・簡易トイレ購入助成金交付申請書

国立市携帯・簡易トイレ購入助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額

円

購入しようとする携帯・簡易トイレの価格(税込)の2分の1の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、6,000円を超える場合は、6,000円とする。